

事 務 連 絡

令和4年10月3日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛 生 主 管 部(局) 御中
在留関連事務主管部(局) 御中

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留管理業務室
厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先人不明で
返戻された外国人の住所等の情報提供の終了について（通知）

平素から出入国在留管理行政及び厚生労働行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

各市町村（特別区を含む。）におかれましては、令和3年7月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先人不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について（依頼）」に基づき、当庁に対して新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券が宛先人不明として返戻され未達となっている外国人（特別永住者及び出生又は国籍喪失による経過滞在者を除く。）に係る情報を提供いただいているところ、2回目以降の接種券の送付手続を経たことによって接種対象者の居所が継続的に把握されていると推測されること、各市町村からの当該情報の提供件数が収束傾向にあること等を勘案し、各市町村において令和4年9月の返戻状況（「未達外国人リスト」）としてとりまとめ当庁に送付されたものをもって、同事務連絡に基づく情報提供を終了することとします。

各市町村におかれましては、感染が拡大し御多忙の中、同事務連絡に基づく情報提供のほか接種券の再送について御協力、御尽力いただき、誠にありがとうございました。

添付物

令和3年7月1日付け事務連絡

1部

<連絡先>

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留管理業務室 おりと
中長期在留調査係（担当：折登）
（代）03-3580-4111（内線2873）

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛 生 主 管 部(局) 御中
在留関連事務主管部(局) 御中

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留管理業務室
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先人不明で
返戻された外国人の住所等の情報提供について（依頼）

平素から出入国在留管理行政及び厚生労働行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券（以下「接種券」という。）
を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が同市町村内に住民登録する外国人宛てに送付
したところ、宛先人不明として返戻された事例が一定数あることが判明しました。同外
国人は、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 9 第 1 項で義務付ける住居地の変更届出
を行っていない可能性があるほか、同法第 18 条の 2 第 4 項及び出入国管理及び難民認
定法施行規則第 18 条第 5 項第 2 号で入国審査官が指定する住居に居住していない又は
同法第 61 条の 2 の 4 第 3 項及び同法施行規則第 56 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する条
件に違反している可能性があることから、その実態把握のため、同法第 19 条の 37 及
び第 61 条の 2 の 14 等に基づき調査を行う必要があります。また、希望する外国人が
適切に接種できるようにするためにも、現住居地を把握することが重要になります。

各市町村におかれましては、ワクチン接種券が宛先人不明として返戻され未達となっ
ている外国人（※）について別添「未達外国人リスト（様式）」に記入いただき、下記
の方法により送付いただきますよう御協力願います。

※ 特別永住者及び出生又は国籍喪失による経過滞在者を除く。

記

1 「未達外国人リスト」記入対象者

接種券を送付したものの返戻され未達となった外国人（特別永住者及び出生又は国
籍喪失による経過滞在者を除く）

2 「未達外国人リスト」記入項目

（1）記入対象者に関する事項（赤色で表示された項目）

○ 在留カード番号（有する場合）

- 英字氏名（ローマ字表記）
- 生年月日
- 接種券の送付先（住民登録上の住所と異なる場合は、当該送付先）
- 連絡先電話番号（可能な範囲で提供願います）
- 備考（特記事項がある場合に記入）

（２）市町村に関する事項（青色で表示された項目）

- 市町村名
- 担当部署及び担当者名
- 連絡先（電話番号）
- 接種券が返戻された期間（プルダウンメニューから選択）

３ 「未達外国人リスト」の送付方法

２の各項目を記入した「未達外国人リスト」を、ＬＧＷＡＮ回線の送付先①宛てに送付してください。もし、送付先①に送付できなかった場合は、情報連携端末のメール機能を用いて送付先②宛てに送付してください。リストは３００人分記入できるようになっておりますが、それ以上記入する場合は、適宜追加してください。

なお、送付にあたり、ＰＤＦファイルの使用や、紙での郵送等はお控えください。また、リストの受領通知は省略させていただきますので、予め御了承ください。

送付先①：gyoumushitsu2chousa@moj.go.jp
送付先②：mojmoj2@moj.asp.lgwan.jp

４ 「未達外国人リスト」のとりまとめ及び送付の時期

下記を参照の上、適宜とりまとめ及び送付願います。記入対象者がいない場合は、とりまとめ及び送付は不要です。

- 令和３年６月３０日までの返戻状況
とりまとめた後、随時送付願います。
- 令和３年７月１日以降の返戻状況
各月ごとにとりまとめ、随時送付願います。

５ 現住居地等が判明した「未達外国人リスト」掲載者に対する接種券送付のお願い

送付いただいた「未達外国人リスト」に基づき、外国人の「現住居地」等を調査し、その結果を同リストを送付いただいた市町村に報告します。

現住居地が判明した外国人については、適宜、接種券に別添「住所地外接種届出の御案内」（※）を同封し、現住居地に送付いただきますようお願いいたします（現住居地が他の市町村にある場合についても、原則として、住民票所在地の市町村が接種の実施主体となります）。なお、報告時点で現住居地が不明又は出国中の者については、原則再報告いたしません。このうち永住者については、再調査・報告する可能性があります。

※ 同案内文書については、結果の報告を行う際、複数の言語に翻訳したものを併せて送付しますので、結果の報告に記載された外国人の国籍・地域に合わせて翻訳し

たもの（該当するものがなければ日本語版）を送付願います。

添付物

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 未達外国人リスト（様式） | 1 部 |
| 2 | 住所地外接種届出の御案内（日本語版） | 1 部 |

<連絡先>

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留管理業務室 おりと
在留管理調査第二係（担当：折登）
（代）03-3580-4111（内線2873）

市 町 村 欄	市町村名 (都道府県から記入)	担当部署	担当者名	連絡先(電話番号)	接種券が返戻された期間
	東京都千代田区	〇〇部××課	△△ △△	03-# # # #- \$ \$ \$ \$	令和3年6月末までの分

	在留カード番号	英字氏名	生年月日	接種券の送付先 (住民登録上の住所と異なる場合は、当該送付先)	連絡先電話番号 (可能な範囲で提供願います)	備考
例1	AB12345678CD	〇〇 〇〇	2000年4月1日	東京都千代田区霞が関1-1-1有楽町ハイツ212号室	080- * * * *- ? ? ? ?	
例2	EF13572468EF	× × × ×	1995年9月1日	東京都千代田区九段南2-2-2半蔵門住宅301号室	070-% % % %- ! ! ! !	
例3	GH87654321IJ	△△ △△	1988年12月31日	東京都千代田区一ツ橋3-3-3三田マンション404号室		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

住所地外接種届出の御案内

(じゅうしょちがい せっしゅとどけで の ごあんない)

- 新型コロナワクチンは、原則として住民票がある市区町村で接種を受けることになります
- 住民票のある市区町村と、実際にお住まいの市区町村とが異なる場合、

実際にお住まいの市区町村でワクチン接種を希望するには、手続きが必要です

- 手続は、お手元に接種券をご用意した上で、厚生労働省ホームページから行ってください
- 手続後、「住所地外接種届出済証」が表示されます

インターネットで「住所地外接種届」を検索、ページにアクセスして、必要事項を記入し、届出を完了してください。

厚生労働省「コロナワクチンナビ」
(サイトアドレス)

<https://v-sys.mhlw.go.jp/application/change-region.html>

二次元コードからもアクセスできます



「住所地外接種届出済証」を印刷又はスクリーンショットで撮影し、医療機関や接種会場での受付の際に提示してください

<留意事項>

- 「コロナワクチンナビ」上で「住所地外接種届」を受け付けていない市区町村での手続の方法については、お住まいの市区町村ホームページの新型コロナワクチン接種関連情報を確認してください。
- 入院・入所中の場合、基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合、特別な理由で体制の整った医療機関で接種が必要な場合、国・都道府県の「大規模接種場」で接種を受ける場合等には、「住所地外接種届出済証」がなくても接種が可能です。



ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan